

地域コミュニティ再生支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、希薄化や弱体化が進んでいる地域コミュニティの再活性化や新たなコミュニティづくりに取り組む団体を支援することにより、コミュニティ活動の再活性化・促進と新たな担い手を発掘していくため、予算の範囲内で地域コミュニティ再生支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、高石市補助金等交付規則(昭和57年高石市規則第14号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象団体)

第2条 補助金の交付対象となる団体は、次の各号いずれにも該当する団体とする。

- (1) 高石市を中心に活動できる団体
- (2) 団体の定款又は規約、会則その他これらに準ずるものを有する団体
- (3) 構成員の数が5人以上の団体
- (4) 事業の企画運営から実施報告まで責任をもって履行できる団体
- (5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。）若しくは暴力団密接関係者（高石市暴力団排除条例（平成24年高石市条例第20号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者をいう。）の統制の下にない団体
- (6) 政治的活動、及び宗教的活動又は選挙活動を目的としない団体
- (7) 代表者が20歳以上である団体

(補助対象事業)

第3条 補助金の対象となる事業は、次の4種類とする。

- (1) コミュニティ活性化事業 構成員の過半数が高石市在住の団体が行う事業
- (2) 若者挑戦事業 本事業をきっかけに新たに設立され、交付申請時点における構成員の過半数が高石市内に在住、在勤又は在学する年齢が15歳以上40歳以下の団体が行う事業
- (3) 市制60周年記念事業 構成員の過半数が高石市内に在住、在勤又は在学する者で構成される補助対象団体が、市制60周年を記念し、文化、芸術又はスポーツの振興に寄与することを目的として実施する事業
- (4) 団体交流事業 高石市内の複数の団体が連携し、合同で実施する事業

2 前項の規定にかかわらず、当該事業が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助の対象としない。

- (1) 国・府・市その他団体から補助を受けている、又は受ける予定の事業
- (2) 利益を出すことを主たる目的としている事業
- (3) 飲食を伴う単なる関係者の親睦を目的とする事業
- (4) 政治活動又は宗教活動を目的とする事業
- (5) 交付決定前より着手している事業
- (6) 物品等の購入、配布が主たる目的となっている事業
- (7) ホームページの作成等、情報発信のみを目的とする事業

- (8) 市制60周年記念事業において、ロゴマーク及びキャッチフレーズを使用しない事業
- (9) 同一年度内において、特定の複数の団体が主催者と共催者の役割を入れ替えて複数の事業を実施する事業（事業の名称や内容の相違にかかわらず、形式的な持ち回りと認められる事業）

（事業の内容）

第4条 補助金の対象となる事業の内容は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとし、事業の実施場所については、原則として高石市内とする。

(1) コミュニティ活性化事業 次に掲げるもののいずれかに該当するもの

ア これからのコミュニティ活動の中心となる子育て世代等の若い世代の交流を促す事業

イ 団体への加入を促進する事業

ウ 多世代の交流を促す事業（補助金の交付を受けようとする前年度に、第3条第1項第2号に規定する若者挑戦事業に係る補助金の交付を受けた団体が行うものに限る。）

(2) 若者挑戦事業 次に掲げるもののいずれかに該当するもの

ア これからのコミュニティ活動の中心となる子育て世代等の若い世代の交流を促す事業

イ 多世代の交流を促す事業

(3) 市制60周年記念事業 次に掲げるすべての要件を満たすもの

ア 市制60周年を記念し、文化、芸術又はスポーツを通じて市民が本市の歴史や魅力を感じられる事業

イ 市民の交流や参加意欲を高めることを目的として実施される事業

ウ 令和8年4月1日から令和9年3月31日までに実施される事業

(4) 団体交流事業 次に掲げるすべての要件を満たすもの

ア 複数の団体が共通のテーマや活動について、情報を交換し連携して実施する事業

イ 多世代の交流を促す事業

（補助金の額）

第5条 交付する補助金の限度額は、事業ごとに次のとおりとする。

(1) コミュニティ活性化事業 補助対象事業費の範囲で10万円を限度に交付する。ただし、既存事業を拡充する場合は、既存部分を除く拡充する部分について、補助対象事業費の範囲で10万円を限度に交付する。なお、ただし書きについては、補助金の交付を受けようとする前年度に、第3条第1項第2号に規定する若者挑戦事業に係る補助金の交付を受けた団体については適用しない。

(2) 若者挑戦事業 補助対象事業費の範囲で20万円を限度に交付する。

(3) 市制60周年記念事業 補助対象事業費の範囲で20万円を限度に交付する。

(4) 団体交流事業 補助対象事業費の範囲で20万円を限度に交付する。

（補助対象経費）

第6条 補助の対象となる経費は、事業の遂行に直接必要な経費とし、別表第1に掲げる経費とする。

（補助金の交付申請等）

第7条 補助金の交付を受けようとする団体は、地域コミュニティ再生支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) 収支予算書(様式第3号)
- (3) 団体の定款又は規約、会則その他これらに準ずるもの及び名簿
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の書類を受理したときは、提出書類を審査のうえ交付額を決定し、地域コミュニティ再生支援事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により、当該交付決定を受けた団体（以下「補助対象団体」という。）に通知するものとする。

（事業の内容の変更等）

第8条 補助対象団体は、交付決定を受けた事業の内容を変更し、又は中止をしようとするときは、速やかに地域コミュニティ再生支援事業補助金交付決定変更（中止）申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。ただし、交付決定の変更の場合については、変更後の事業計画書及び収支予算書も提出するものとする。

2 市長は、前項の書類を受理したときは、当該事業の変更を承認するときは、地域コミュニティ再生支援事業補助金交付決定変更（中止）承認通知書（様式第6号）により、補助対象団体に通知するものとする。

（状況の報告）

第9条 補助対象団体は、市長の請求に基づき、補助事業の遂行状況を報告しなければならない。

（指示及び検査）

第10条 市長は、前条の報告に基づき、補助対象団体に対し、随時に当該補助金等の使用について、必要な指示又は検査をすることができる。

（実績報告）

第11条 補助対象団体は、補助事業完了後30日以内に、地域コミュニティ再生支援事業実績報告書（様式第7号。以下「実績報告書」という。）に次に掲げる書類添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 実施報告書(様式第8号)
- (2) 収支決算書(様式第9号)
- (3) 事業に要した経費に係る領収書等の写し
- (4) 事業実施に係る記録写真、資料等
- (5) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第12条 市長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査の上、これを適正と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、地域コミュニティ再生支援事業補助金確定通知書（様式第10号）により、補助対象団体に通知するものとする。

（補助金の請求）

第13条 前条の規定による通知を受けて補助金の交付を受けようとする補助対象団体は、地域コミュニティ再生支援事業補助金交付請求書（様式第11号）を市長に提出しなければならない。

(概算払)

第14条 市長は、補助対象事業の円滑な遂行を図るために必要があると認められるときは、若者挑戦事業に限り、交付決定した補助金の全部又は一部を概算払により交付することができる。

2 前項の規定により概算払を受けようとする補助対象団体は、地域コミュニティ再生支援事業補助金概算払請求書(様式第12号)を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、地域コミュニティ再生支援事業補助金交付決定取消通知書(様式第13号)により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助対象団体が虚偽その他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助対象団体が補助金を交付決定事業以外の用途又は対象経費以外に使用したとき。
- (3) 補助対象団体が第8条による申請を行わずに交付決定事業を変更し、又は中止をしたとき。
- (4) 補助対象団体が交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (5) 補助対象団体が市長の指示に従わないとき。
- (6) 補助対象団体が第2条における補助対象団体の要件を満たさなくなったとき。
- (7) 補助対象団体が第3条第1項における補助対象事業の要件を満たさなくなったとき。
- (8) 補助対象団体が第4条における事業の内容の要件を満たさなくなったとき。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、補助対象団体がこの要綱の規定に違反したとき。

2 市長は、天災地変その他補助金の交付決定後に生じ、又は判明した事象により補助金を交付することが適当でなくなったと認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

3 前2項の規定は、第12条の規定による補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(補助金の返還)

第16条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、交付決定事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 市長は、第12条の規定により補助対象団体に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既に当該確定額を超える補助金が第14条の規定により概算払をしているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う

(この要綱の失効に伴う経過措置)

3 前項の規定にかかわらず、失効日までに第7条の規定による申請をした補助対象団体については、この要綱の規定は、失効後も、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1 (第6条関係)

項目	経費の種類
報償費	外部の講師、指導者等への謝礼等
旅費	外部の講師、指導者等の交通費・宿泊費
消耗品費	事業実施に必要な事務用品、用紙代 ※消耗品・・・1回又は短期間の使用により消耗するもの
印刷製本費	チラシ、ポスター、パンフレットの印刷費
食糧費	事業実施に必要な不可欠と認められる食品材料費
保険料	イベント等の参加者、外部講師が加入する損害賠償保険等
委託料	警備、会場設営等、団体では実施が困難である業務の委託料
使用料及び賃借料	会場使用料、車両・機器等の借上料等
備品購入費	事業実施に必要な不可欠と認められるもので、管理責任者を明確にしたもの。また、無断で貸し付け又は担保の用に供しないもの。 ※備品・・・品質形状が変わることなく、比較的長期間(概ね1年以上)の使用・保存ができ、単価が1万円以上のもの
通信運搬費	事業実施に必要な連絡等に要する郵便等の通信費
その他	事業実施に必要な上記以外の経費